

亞爾然丁時報

嗚呼大行天皇

七千萬國民の捧げまつり
赤誠の御回瘳祈願も甲
斐ふく大正十五年十二月廿九
日午前一時廿五分大正の帝
は遂に御登遐あはれされ
て、今やあはれなき。嗚呼
何ぞこれ悲痛なる。

祖國の冬空に悲雲低
垂れて天日為めに闇く四
民齊しく諒闇の中に悲
泣慟哭して御山御と悼
み奉る。

在外の蒼生亦た此悲
報に接して驚愕焦心悲
哀愁の情に迫られて胸す
膺を知らず、唯々暗涙に
咽んで遙かに母國の空を望
みて佇むのみ。嗚呼々々。

赤い心願み奉れば大行天
皇には明治大帝の御山御
と同時に御踐祚在りせられ
て以来大正十年十一月廿五日抵
政宮を置かせらるゝに至りて
十年の間、日夜政務をみそ

ふはせられ申すも畏き
事ながら日頃御体備
華御に在ります。陛下に
は其れがために一層御健
康を害せ給ひましたら
ば、御察して洵に恐懼措
く能はざる次第なり。
國政統治の大權を時の皇太
の祈願を神佛に捧げ、皇
祖の御加護を只せ宮祈り
奉りぬ。噫々これこそ赤
誠は遂に神明に通せりし
か。忽焉として神去りま
ぬ。悲し哉。
本社に茲に在る三千の同



館龍閣謹寫

子殿下に御委ね遊ばされ
てより、専ら玉体の御辨
養ありせられ、本年十一
月初旬より御容態急変
ありせられ洵に御憂悵に堪
へ奉らざるを得ざるに至り
七千萬の赤子は御発病以
末、無裁を仰りて御回瘳

大行天皇の御略歴
神去りまぬ。帝の御略歴と
左に謹記し奉りて
御聖慮を思ひ奉らむ
大行天皇は天資英邁に巨らせ

明治十年八月廿日東宮
太子と奉り給はせられた。廿七年
八月皇子習院御退学、其後依り
専ら御所に於て名符講に依り
御研學。廿八年御年滿十八歳に
なり給はられた。廿九年御發病に
よひて給はられた。國政に參與遊
ばせられた。
帝は明治廿三年十月廿日皇
太子に立させ給ひ一時陸海軍
少尉に御任官近衛師團附
とあらせられた。廿八年一月大尉に廿一
年工月少佐に御進級水後返交
御果進、四十二年工月三日には中將
に御昇進、四十五年七月廿日明
治大帝御登遐と共に人皇弟
百廿三代の帝位を御承せられ、大正
四年十一月十日を以て御位の大業
を奉り給はせられた。

御稱号を明宮と甲乙
たが明十二年十二月、中
山忠能侯が明宮御教
育の大任を任命し同
侯爵邸内に設けられた
明宮殿は其の御教育所
であつた。
明治十八年 御年七
歳に在らせ給はれた。同所
に御起居。十八年三月再
び青山御所に御帰還
あらせられた。明治廿年
九月御年九歳で学習
院に御入学。廿二年二月
赤坂離宮の花御殿に
御移轉。御教育主任
陸軍中将宮内卿が御
が任命された。
明治廿九年八月廿日東宮
太子と奉り給はせられた。廿七年
八月皇子習院御退学、其後依り
専ら御所に於て名符講に依り
御研學。廿八年御年滿十八歳に
なり給はられた。廿九年御發病に
よひて給はられた。國政に參與遊
ばせられた。
帝は明治廿三年十月廿日皇
太子に立させ給ひ一時陸海軍
少尉に御任官近衛師團附
とあらせられた。廿八年一月大尉に廿一
年工月少佐に御進級水後返交
御果進、四十二年工月三日には中將
に御昇進、四十五年七月廿日明
治大帝御登遐と共に人皇弟
百廿三代の帝位を御承せられ、大正
四年十一月十日を以て御位の大業
を奉り給はせられた。

大行天皇は御名 嘉仁、明
治天皇第三皇子に御在せられ
明治十二年八月廿日午前八時十
分青山御所に御生誕あらせ
られた。青山御所正門を入りて、右
側に在る一構えを、實に左
下御誕生を紀念するうす費
さ御産所である。
御稱号を明宮と甲乙
たが明十二年十二月、中
山忠能侯が明宮御教
育の大任を任命し同
侯爵邸内に設けられた
明宮殿は其の御教育所
であつた。
明治十八年 御年七
歳に在らせ給はれた。同所
に御起居。十八年三月再
び青山御所に御帰還
あらせられた。明治廿年
九月御年九歳で学習
院に御入学。廿二年二月
赤坂離宮の花御殿に
御移轉。御教育主任
陸軍中将宮内卿が御
が任命された。
明治廿九年八月廿日東宮
太子と奉り給はせられた。廿七年
八月皇子習院御退学、其後依り
専ら御所に於て名符講に依り
御研學。廿八年御年滿十八歳に
なり給はられた。廿九年御發病に
よひて給はられた。國政に參與遊
ばせられた。
帝は明治廿三年十月廿日皇
太子に立させ給ひ一時陸海軍
少尉に御任官近衛師團附
とあらせられた。廿八年一月大尉に廿一
年工月少佐に御進級水後返交
御果進、四十二年工月三日には中將
に御昇進、四十五年七月廿日明
治大帝御登遐と共に人皇弟
百廿三代の帝位を御承せられ、大正
四年十一月十日を以て御位の大業
を奉り給はせられた。

亞爾然丁時報

古谷公使の謹話

大行天皇御崩御に際し、我が古谷公使は、聞然として、往勃の本報記者に向つて、死の如き謹話をせられた。

吾等蒼生の常に御盛徳を敬慕して止まらなかつた所の陛下が、御崩御あらせられたるの悲報に接して、私は三千の在留同胞と共に、まじりごころから御悼み申上げ奉るものであります。

思ふに、我日本帝國は明治大帝の維新の宏謀に定められたる開國進取の大方針に依つて、非常なる国力の發展を来たし、遂に世界列強と肩を並べるに至つた次第であります。然るに明治大帝の御人物が、餘りに御偉大であつたために、世界列國の人々は、此の驚くべき日本の隆盛も、明治大帝の御登殿と共に一頓挫を來たすのでは、いかんと言ひ、疑念をこへ有つたのであります。

たゞ幸に大正の御代に至つても、御英明なる陛下と奉戴して、益々國威の發揚を見たのであつて、今更陛下の、高き御威徳の程に、感泣する次第であります。

私、大行天皇の御即位に際して、大禮使典儀官の職を辱うし、陛下より、餘り速からざる場所にて、任務を遂行したるために、親しく御勅語と拝聴するの光榮に浴して、陛下の神々しい御英姿、兼に朗らかに在ります御声を、拝して、感激に堪へなかつた事があり、ます。

其勅語の中で、今日迄一節が御座います。即ち可儀に於て、君臣たり、情に於ては、父子たり、との洵に有難き御聖旨であります。是れは、我が皇室が二千五百八十有餘年の昔より、常に我等臣民に垂れさせ給ふ御慈愛であるに、失せ給ふ御口より、直接に拝承し奉つた時、自分には、御深恩の、忝けおぼやうに、感泣した次第であります。御踐祚後、御榮忙の國務

と御徳、覽あらせり、殊に彼の世界大戦、當時深く御宸襟を悩ませられたる御事と、拝察致します。大戦中に於て、英國皇帝が、陛下下に、元帥號を御贈りになり、まして、アーサー・オブ・コンノート親王殿下が、元帥杖を奉り、持して御來朝、あられ、陛下は、特に同敷下、接伴員、御付けられたのであります。同敷下が、東京、御着の御り、陛下には、親しく、御出迎、遊ばされ、各大臣と御紹介、遊ばされ、光景、兼に、元帥杖を受けさせ給ふ御儀式と、近く、拝した事があり、ます。其、項には、既に御健康と、預りて居られたやうに、拝され、ました。斯くの如く、陛下が、御不快とも、御歎ひ、あらせられ、御、親、大國の、殿下、御出迎へに、出御、あらせられたる事、に、依つても、如何に、國務、の、為めに、御聖慮を、悩ませ給ふたかと言ふ、ことが、拝察、され、洵に、感泣、に、堪へ、ない、處、であります。

更に御盛徳、高く、三つ、知、慮に、秀で、させ、給ふ、新らし、き、陛下も、仰、御、幸に、なつた、ので、あります。更、一層、奮、勵、して、今日、まで、興、隆、一、未、だ、つた、國運を、益々、向上、させて、先帝陛下、兼に、今、帝、陛下、の、御、思召に、副、奉、る、様、覺、悟、せ、ふ、り、れ、ば、ふ、ら、ぬ、と思、ひ、ます。

公使官邸に於て、在留民の弔意を受くべし。

公使官邸に於て、在留民の弔意を受くべし

先帝御崩御に就き、哀悼の意を表せらるる、諸君の、來る、三、十、日、午、後、六、時、半、より、全、七、時、半、迄、の、間、に、於て、古谷公使は、オ、イ、ギ、ン、ス、街、一、四、四、番の官邸にて、在留民諸君を受けらる、由。

列國の弔意

日本國皇帝崩御の報、一、た、び、世界に、傳、る、や、英國、皇帝、と、始め、一、米、國、大、統、領、其、他、列國の元首より、日本、皇室、へ、宛、たる、弔、電、引、き、も、さ、ら、ず、而、七、英國、皇室、に、於て、は、特

三週間の喪を、終、して、日本、國、陛下、山、崩、御、のため、深、甚、哀、悼、の、意、を、表、した、と、夫、に、伊、國、皇室、に、於て、も、十、五、日、間、の、服、喪、仰、せ、出、され、た。

廿五日、御山崩御の公報に接したる在留日本公使館は、直に、亞、國、政、府、に、此、旨、通、達、した、處、當、國、政、府、は、式、部、長、を、我、公、使、館、に、派、して、弔、意、を、述、ぶ、る、外、あり、し、と。

ウルグアイ共和國大統領、セ、レ、イ、ト、氏は、日本、皇室、へ、向、け、不、取、敢、手、電、を、發、した、と、夫、れ、大、華、報、日、本、期、に、同、國、軍、艦、兼、に、砲、台、の、半、旗、揚、揚、せ、し、め、正、午、より、日、没、まで、一分、間、を、弔、意、射、せ、し、む、る、事、を、夫、れ、此、旨、既、に、布、告、した。

御大葬は六週間後、東京電報の報する處によれば、陛下の御遺骸は、廿六日、葉山より、東京、又、廿七日、奉、る、筈、が、御大葬は、約、六、週、間、の、後、諸外國、参、列、使、の、到、着、を、待、つて、行、は、せ、らる、べ、し、大、葬、準備、委員、長、に、閑、院、宮、殿下、副、委員、長、に、宮内、大臣、任、命、せ、ら、れ、た、り、と。

御大葬は、二百九十九、方、圓、の、閣、議、に、於て、決、し、廿、七、日、議、會、の、協、賛、を、承、け、る、筈、ふ、り、と。

御大葬は、二百九十九、方、圓、の、閣、議、に、於て、決、し、廿、七、日、議、會、の、協、賛、を、承、け、る、筈、ふ、り、と。

亞爾然丁時報

天皇陛下

山崩御

廿五日公使館着電によれば
天皇陛下には十二月廿五日
午前一時廿五分葉山御用
邸に於て山崩御あらせらる

今上陛下

御踐祚

天皇陛下崩御に付白皇太子
直に踐祚あらせられたるに
廿五日午前九時公使館に在り
着電あり。

踐祚に付廿五日午前三時
五分掌典長として賢所に祭
典を行はしめ白皇靈神殿に
報告せしめられ同時に葉山
御用邸に於て劔筒の儀と
行はせられたり。

昭和と改元と

先帝の崩御に依り十二月
廿五日以後は元號と改めて昭
和元年とせらる。

大葬の御日取

未だ決定せず

廿六日公使館着電に依れば
大喪儀の日取りは未だ御未
定に至らざる。

御益號も未定

先帝陛下の御益號は未だ
定らざる。皇室典範に依れば
天皇崩御に際し益號と
奉るまでは大行天皇と申上
る事の規定あり。

諒閣中の規定と

臣民の心得

廿五日より大喪儀の日迄半
旗の禮を執行すべし。

(一) 諒閣の期日は一ヶ月にて
之を三期に分ち第一期第二
期は各五十日 残り日数と
第三期とす。

大喪には白皇族、臣家共に
喪に服す(明治甲子年皇皇
喪令を参照)

(三) 喪服は明治四十四年宮内
省告示第十一号并に白皇

服喪規定に據る。

(四) 山崩御の当日及び翌日より
五日間並に大喪儀を行はせ
らる。當日は廢朝せらる。
廢朝中は囚人の服役と特
死の死刑執行及び歌舞音
曲を停止す

(五) 大喪中国旗を掲揚する
ときは竿球は黒布を以て之を
覆ふ旗竿の上部に黒布を
附す。

以上五項に亘る諒閣中の
規定は日本国内の規定に
て海外に在りては此規定に
準じ各自適宜の方法に依り
弔意を表するものとす

天皇山崩御と

在亞同胞社會

在亞日本人會は天皇山崩御に
際し會長並に幹事協
議の結果十二月廿七日宮内大
臣宛在の吊電を發した。

大行天皇山崩御の御悲報
に接し在留民一同悲憤の至り
に堪はず茲に謹んで哀悼の意
を表し奉る。御執事を仰ぐ
在亞然丁日日本會日

本紙號外發行

先帝御容態御危険の報
傳はるや本社は社員一齊に絶
えん公使館の公報入電を聞
き合はしめ廿五日午前一時廿五分
山崩御の悲報に接するや直に
號外を發行して讀者に頒
布せり。

本紙臨時號發刊

本紙は去る廿五日を以て一九二六
年度の最終号よりしも先
帝山崩御に際し謹んで哀悼
の意を表し奉るため特に臨
時号を發刊することになつた

御山崩御と在亞公館

本社記者が廿七日日本公使館
を往訪すれば館員一同左腕に
黒布を纏ひて服喪し何と
も館内悲愴の空気が漲
つてゐた。更に古谷公使は暗然
としていと謹嚴なる口調を
以て別項の如き謹語せらる。

御山崩御と在留民

先帝の御容態御危険の報
より報一度当地外字新聞
に依り傳へらるや在留同胞
中には電話を以て本社に開合

せ来る人あり更に御山崩御と共に
服喪の方法(中には營業休止
すべきやし開合せ来る人もあり)

に就て開合せらる。同胞可成り
の救に達し腕に巾内に於て相
會する同胞には喪章を附せる
人もあり顔色に何となく悲みの
色が現はれて居る。

山崩御と日本野球團

台々日本国民は諒閣中なれば日
本野球團は当然試合を中止すべき
なるも既に亞國野球リーグ戦
の日割決定せられて対外試合と
控へ居る事ふるを以て止むべく予
定の日割に依り試合を實行す
る由である。此際吾人の相心
て慎むべきは、試合當日野次り
外人に我同胞の不謹愼を嗤は
るゝが如きこといからん事あり

昭和元年十二月廿七日
發行所
亞爾然丁時報社
フエノスアイレス市
ウエノスアイレス街九八一番
電話七〇五一(カモジ)